て通れない世	や高齢化	本町において	ます。	放火や犯罪なども懸念	家に不審者等が侵入し	ん。また、放置された	る空き家も少なくあり	すような危険と判断	落など近隣住民に危害	み、屋根の飛散や外壁	れないことから老朽化	き家のなかには適正に管理	題となっています。
--------	------	--------	-----	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	------------	------------	--------------	-----------

犯、防災、衛生、景観等の的に推進することで、防等の対策を総合的かつ計画 す 心なまちを目指すもので生活環境を保全し、安全安 るため、「空き家」「空き地」

計画の位置づけ

接な関係を持つものです。 町第6次長期総合計画」と密 長期総合計画」及び「まち・ さらに今後策定する「大河原 に基づく行動計画であり、 ひと・しごと創生総合戦略」 本計画は「第5次大河原町

き家等の問題が深刻化するさらに、空き家が増加し空

本町全域

計画期間

度までの5年間 平成30年度から平成34年

空き家の実態調査 本町の現状と課題

(1)調査地域

(2)調査結果 本町全域

るもの17戸)となりました。 り「空き家」と判断したも のは236戸(うち「特 平成28年度の調査によ

3適切な管理が行われ **2**そのまま放置すれは

④その他周辺の生活環

空き家等対策に係る 現状の課題

であり、これらの空き家がえる空き家が存在する状況調査により200戸を超

世帯の増加も予測され、併加とともに、高齢者のみの せて空き家の件数も増加す 相当の時間を要するものとわたります。問題解決にも、 ることが考えられます。 える影響は多岐に

空き家等対策の

り組みが必要です。 間企業等との協力など、み ません。所有者の責任、 で対応できるものではあり んな(官民)が協力した取 空き家対策は、 行政だけ 民

対策計画の基本方針

具体的な施策等について

4

情報の収集及び提供国及び県の動向に関する

国及び県における空き

人口減少、高齢化が進むな

所有者等による管理の原則 ち物であり、 空き家は所有者等の持 その活用及

管理責任は所有者等に属 するものです。 び処分に関しての権利や 所有者等への情報提供

及び助言指導などを行い、 安全・安心を確保し、暮ら しやすいまちへ誘導します。

(2)地域と連携した情報の把握 地域と連携することで

対応を進めます。 いち早く情報を把握し、

③関係事業者団体との連携

携 建築、 取り組むのではなく、地行政だけで問題解決に 及び民間の関係団体と連 策を進めます 域住民や不動産、 Ľ 総合的な空き家対 管理などの専門家 法 ^く 務、 地



報及び住民票情報等をも

とに調査を実施します

②所有者等の意向調査 ①情報のデータベース化 空き家等に関する 町あげて取り組みます。 具体の行動計画を策定し、全 基本理念の実現を図るため ③所有者等の特定について かにあっても本計画を推進し ては、 どにより意向調査を実施 ます。 対策を行うにあたっての取得した情報や空き家等 課税情報、不動産登記簿情 民への聞き取り、固定資産 の促進に活用します。 聞き取りやアンケー め、職員等の訪問等による アドバイスを実施するた 対して、必要な情報提供や 必要な情報について、デー Ĺ タベースを整備・管理し 空き家等の所有者等に 所有者等の特定につい 空き家等の調査により 適切な管理及び再利用 行政区長及び近隣住 情報の整備等 トな

化が進行していくことから、 理由であり、これからも高齢 単身高齢世帯の増加が主な 空き家発生の抑制 空き家の発生は高齢化や

引継ぎを円滑にし、活用を推 策をとる必要があります。 さらなる発生を抑制する対 このことから、次世代への

適切な管理の促進

進する働きかけを行います。

維持管理すべきものです。はなく、所有者等が適切に 活用を検討するべきものであり、町が主導して全ての る空き家が存在しています。 周辺への悪影響を認識して ないことや今後起こり得る 有者等が現状を把握してい いないため、放置されてい しかしながら、なかには所 空き家等は個人の財産で 所有者等の自発的な行動

> た働きかけを行います。 など、所有者等の状況に応じ 報発信と適切な管理の相談 ムページや広報紙等での、情 を促すことを基本に、町ホ

空き家の再利用

集し、所有者等に提供をるよう積極的に情報を収度や補助金等を活用でき家等対策に関する各種制

行います。

討します を促すための支援策等を検 られることから、その対応いる所有者等もいると考え 空き家の再利用を望んで

管理不完全な空き家等の

等」への対応に取り組みます。 及び認定された「特定空き家 空き家等」の認定基準の整備 性があると認められる「特定 ま放置すると倒壊等の危険 空き家のなかでもそのま 防止・解消

空き家等対策の推進体制

要があることから、対策実施様な主体との連携を図る必 に向けた体制を整備します。 地域住民をはじめとする多 る相談等

相談体制の整備

体制を構築します。 の相談や近隣住民からの苦口を一本化し、所有者から 空き家等に関する相談窓

または町ホー

ムページでご覧

いただけます。

ては、町民生活課環境衛生係

計画の詳しい内容につい

役場庁内組織の連携

庁内連絡調整会議を設置し、 生活環境、防犯・防災、まちづ 全庁的な対応を推進します。 な業務担当と密接に連携し くり、税務、建築、農政など多様 空き家等対策については、

内連携のみならず地域や公体で取り組むため、役場庁 共機関、 等との連携を推進します。 関係団体等の連携 【司法書士等との連携】 【宅地建物取引事業者等との連携】 【各地域との情報共有】 ・警察署及び消防署並びに 【公共機関等との連携】 る相談等 集と提供 更には民間事業者 滅失登記等に関す

題が取り上げられ大きな社近年、全国的に空き家問計画の目的と位置づけ	住みよい そ次の を次の 自然	大河原町
いまち」の魅力を一層高めわせ、本町の「暮らしやすな状態を未然に防ぐために恐れがあります。このよう	 健康で活力が生まれ はかし、暮らしやすいまちの魅力を一層 活かし、暮らしやすいまちの魅力を一層 て、 で、 の、 で、 で、 で、 の、 で、	可空き家笙
本打全或 「大河原町第6次長期総合	* 安心して快適に暮らせ 魅力ある生活環境の実現 感じるため、空き家対策等に向けた基本 層高めるため、空き家対策等に向けた基本	可対策計画
●そりままな置すれば のそのまま放置すれば 危険となるおそれが ある状態。	に 向けた 条件を 	を策定し
周辺に 与う	1:21	しまし